

「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」について

1 条例制定の背景

制定：平成30年3月 施行：平成30年4月

検討当初 「多様性を認め合い、人権を尊重する男女共同参画推進に関する条例」

※LGBT 差別禁止や固定的な性別役割分担意識の解消などを定める「男女共同参画推進条例」の制定



↓ 「多様性・人権尊重」や「差別禁止」の属性を限定的にしていいのか？



骨子案以降 「多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」

※基本計画の「多様性の尊重」の枠組みに合わせ、「多文化共生」を「男女共同参画」に追加

※「前文」や、目的や理念を規定する「総則」の部分において、多様性の表現を性別や国籍だけでなく、年齢、障害の有無など様々な属性を包括するような表現に。

2 条例の概要

Diversity and (Equity to) Inclusion

多様性の相互尊重 と 機会の公正を通じて 共生社会を実現

前文

個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くことは、国境及び民族の違いを越えて私たち人類の目指すべき方向である。また、一人ひとりの違いを認め合うことが、多様な生き方を選択し、あらゆる活動に参画し、及び責任を分かち合うことができる社会の実現につながる。世田谷区は、こうした理念を区、区民及び事業者で共有し、一体となって男女共同参画及び多文化共生を推進することにより、多様性を認め合い、人権を尊重する地域社会を実現することを目指し、この条例を制定する。

(基本理念)

第3条 男女共同参画及び多文化共生を推進するための基本理念（以下「基本理念」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 全ての人が、多様性を認め合い、人権が尊重され、尊厳を持って生きることができる。
- (2) 全ての人が、自らの意思に基づき個性及び能力を発揮し、多様な生き方を選択することができる。
- (3) 全ての人が、あらゆる分野の活動においてともに参画し、責任を分かち合う。

(区の責務)

第4条 区は、基本理念にのっとり、男女共同参画・多文化共生施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(区民の責務)

第5条 区民は、基本理念を踏まえ、男女共同参画及び多文化共生について理解を深め、あらゆる分野の活動において、男女共同参画社会及び多文化共生社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念を踏まえ、男女共同参画及び多文化共生について理解を深め、その事業活動及び事業所の運営において、男女共同参画社会及び多文化共生社会の形成に向けた必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(性別等の違い又は国籍、民族等の異なる人々の文化的違いによる差別の解消等)

第7条 何人も、性別等の違い又は国籍、民族等の異なる人々の文化的違いによる不当な差別的取扱いをすることにより、他人の権利利益を侵害してはならない。

2 何人も、公衆に表示する情報について、性別等の違い又は国籍、民族等の異なる人々の文化的違いによる不当な差別を助長することのないよう留意しなければならない。

3 区が目指すインクルーシブな地域共生社会のイメージと課題

【例示】世田谷区の第二次男女共同参画プラン後期計画

(基本理念)

一人ひとりの人権が尊重され、自らの意思にもとづき、個性と能力を十分発揮できる、男女共同参画社会の実現

(視点)

①人権の尊重

性別などを理由に差別されることなく、多様性を認め合い、人権が尊重され、すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の実現を目指す。

②固定的な性別役割分担意識の解消

「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、自らの意思に基づいて個性と能力を発揮し、多様な生き方を選択することができる社会の実現を目指す。

③あらゆる分野における男女共同参画

あらゆる分野の活動において男女がともに参画し、責任を分かち合う社会の実現を目指す。

男女共同参画を推進することは、幅広く多様な人々を包摂し、すべての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現にもつながる。

※このことは多文化共生、障害施策や高齢者、子ども・若者向けの施策等にも当てはまる

【推進する上での課題】

- ・幼少期からの年代に合わせた人権に根差した教育
- ・「心理的安全性」「心理的柔軟性」の向上
- ・「マジョリティを前提とする社会がつくり出した障壁」「社会構造的な格差」の除去